

補助者届出に関する手続一覧表

…規則新設に伴い、新たに提出が必要となる添付書類

令和7年4月16日

	提出書類等	備考
使用	☐ 補助者設置届（様式第1）1通 ☐ 誓約書（様式第2）1通 ☐ 住民票の写し（本籍又は国籍の記載のある）1通 ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚 ☐ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し 1通 ☐ 在留カード又は特別永住者証明書の写し 1通（残存在留期間3か月以上） ☐ 通勤確認のできる資料 1通 ☐ 職名使用届（様式第10）1通 ☐ 戸籍抄本1通又は、上記住民票の写し（旧氏または通称名の記載があるもの）	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 ・生計を一にする配偶者その他親族を除く（規則第5条第4項） ・日本国籍を有しない場合 ・通勤に概ね2時間以上要する場合（規則第4条第三号） ・職名を使用する場合（旧姓、通称名等） ・原本 ・（住民票の場合）個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内
更新	☐ 補助者証更新申請書（様式第9）1通 ☐ 誓約書（様式第2）1通 ☐ 住民票の写し（本籍又は国籍の記載のある）1通 ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚 ☐ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し 1通 ☐ 在留カード又は特別永住者証明書の写し 1通（残存在留期間3か月以上） ☐ 補助者証 1枚	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 ・生計を一にする配偶者その他親族を除く（規則第5条第4項） ・日本国籍を有しない場合 新しい補助者証と交換
◆補助者証の有効期間及び更新申請 愛知県行政書士会補助者規則（規則第45号）より抜粋 第9条第2項 補助者証の有効期間は補助者証発行の日から5年とする。 第11条 会員は、補助者証有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日まで、補助者証の更新を行うことができる。		
変更	☐ 補助者届出事項変更届（様式第4）1通 ① 住所を変更した場合（無償） ☐ 住民票の写し（本籍又は国籍の記載のある）1通 ※規則第4条第三号に該当する場合 ☐ 通勤確認のできる資料 1通 ② 氏名を変更した場合 ☐ 戸籍抄本 1通 ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚 ☐ 補助者証 1枚 ③ 補助者証の会員に関わる記載事項を変更したとき（事務所名称、事務所所在地変更、会員の氏名変更） ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚 ☐ 補助者証 1枚 ④ 職名を併記する場合（旧姓、通称名等） ☐ 職名使用届（様式第10）1通 ☐ 戸籍抄本 1通 又は 住民票の写し（旧氏または通称名の記載のある）1通 ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚 ☐ 補助者証 1枚 ⑤ 職名を廃止する場合（旧姓、通称名等） ☐ 職名廃止届（様式第11）1通 ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚 ☐ 補助者証 1枚	・原本 ・個人番号記載なし ・書類完備の状態で3か月以内 ・原本 ・書類完備の状態で3か月以内 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換 ・原本 ・書類完備の状態で3か月以内 ・（住民票の場合）個人番号記載なし ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入 新しい補助者証と交換
再交付 〈紛失・破損〉	☐ 補助者証再交付申請書（様式第5）1通 ☐ 誓約書（様式第6）1通 ☐ 顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）1枚	破損の場合は破損した補助者証を添付 ・撮影日より3か月以内・裏面に氏名を記入
廃止 （無償）	☐ 補助者廃止届（様式第7）1通 ☐ 補助者証 1枚	

- ・手数料は補助者証1枚につき2,500円です。
- ・補助者証は完成後、事務所宛てに送付します。その際に払込用紙を同封します。
- ・補助者証の作成に1か月から1か月半程度かかります。